

新たな学校生活スタイルガイドライン

市川市教育委員会

校長会連絡協議会

- 1 日常において感染拡大防止対策を十分に取りながら、児童生徒が充実した学校生活を送れるようにする。
- 2 個々の児童生徒の変容を観察するなど、一人ひとりに対し丁寧な対応をしながら、心と体の安定を図る。
- 3 これまで以上に、学びの重点を意図して進める。
- 4 家庭学習も視野に入れ、学びの連続性と学習習慣の確立を図る。
- 5 友達や先生とのふれあいや交流を直接図る機会が少なくなるため、心の交流を図れる内容の学習を工夫する。
- 6 新たな生活スタイルを推進するとともに、感染防止対策を確實に行い、感染防止教育を推進する。
- 7 児童生徒・教職員に陽性が確認された場合には、迅速適切に関係機関と連携を図り、臨時休業や校内の消毒などの検討を進める。感染した児童生徒が、休み明けに登校してきた際の心のケアを行う。
- 8 本ガイドラインを参考に、各学校・園の実情に応じた取組を行う。

赤字での表記が、2月改訂から変更のあった部分です。

基本的な考え方

新たな、学校生活を送る上での基本的な考え方は、以下のとおりです。With コロナ時代において、皆で感染の広がりを防ぎながら、学校での学びを止めることなく、実りある生活を進めていきます。

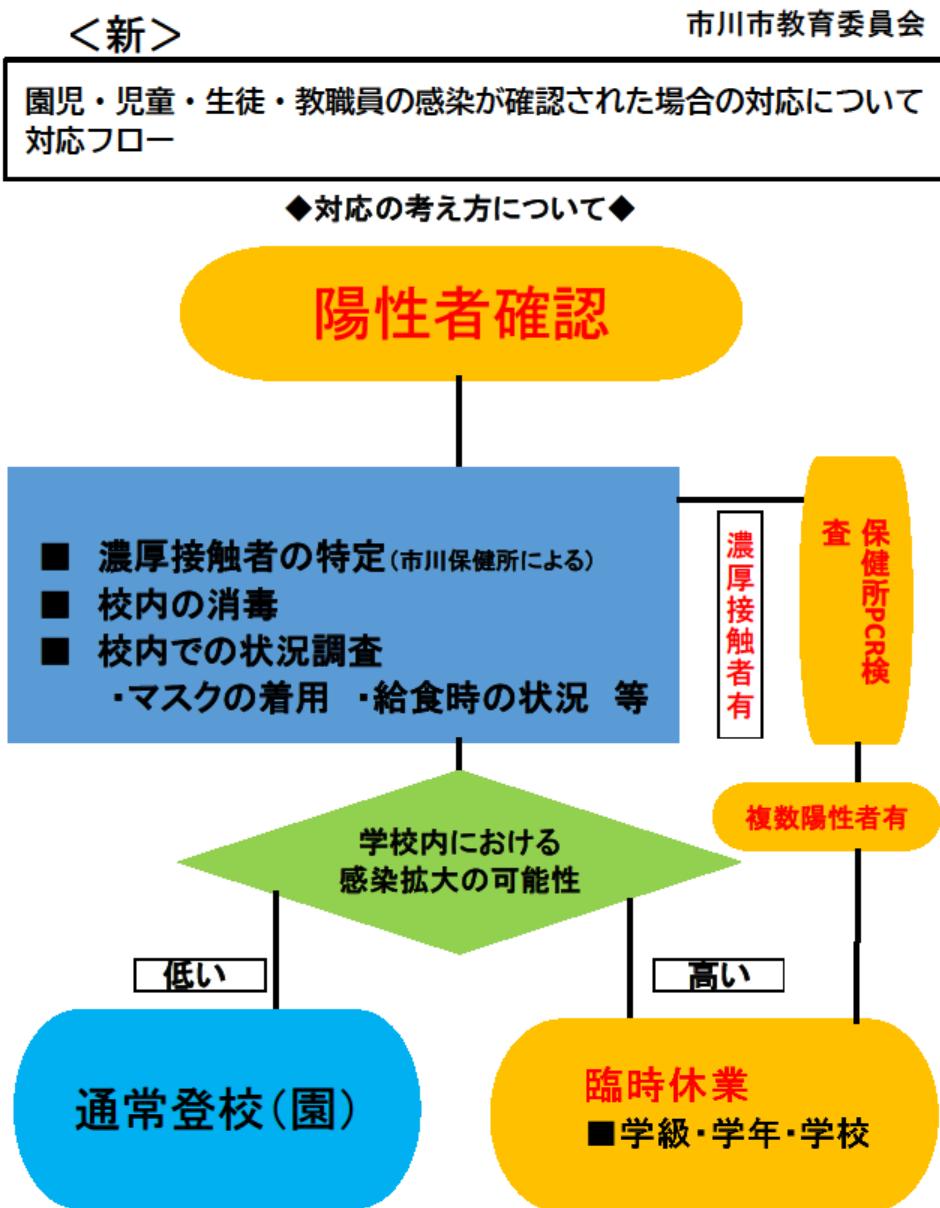
<基本的な考え方>

- ◎ 手洗いをします。
- ◎ 3密を避けます。
- ◎ 気候や体調等に気を付けてマスクをします。

食事中は会話を慎み対面でとらないこと。運動時や発声する際に、人との距離が取れない場合は、マスクを着用することなど、飛沫感染防止対策を徹底します。

本人はもちろん、家族が体調不良になった時など、感染が疑われる場合には、登校を控え、家庭での体調管理を行います。

I 園児・児童・生徒・教職員の陽性確認時対応フロー【共通事項】



- ◆ 陽性者は、保健所から指示される期間出席停止とします。
- ◆ 保健所により確認された濃厚接触者は、指示された期間出席停止とします。
- ◆ 保健所等との協議により校内における感染拡大の可能性が高いと判断した場合は、臨時休業(学級・学年・学校)とします。

Ⅱ 緊急事態宣言発令時の対応について

緊急事態宣言発令時の公立学校・幼稚園の対応については、下記のように、マスクの常時着用など感染予防を強化したり、教育活動の一部を制限したりしながら、学びを継続していく。

* 「○」…緊急事態宣言時の変更項目 「□」…緊急事態宣言時の強化項目

原則

- マスクの常時着用（休み時間・体育を含む。）
- 3密の回避、手洗いの徹底

学校教育活動

- 部活動休止（緊急事態宣言下に大会が開催される部活に限り、要相談）
- 自主活動支援を実施（P 8、4、（2）を参照、変更・追加点は以下の通り。）
 - ・原則、平日のみ、放課後 90 分以内
 - ・活動中（休憩時、更衣時も含む。）は、会話をしないとともにフィジカルディスタンス（お互いに手を伸ばして触れない距離）をとる。
 - ・原則、合唱部、吹奏楽部、管弦楽部等（管楽器）の活動では、合唱、合奏は行わない。また、演奏の際は、前後左右 2m 以上の距離を取る。
 - ・運動部、文化部共に活動中のマスクの着用を基本とする。
 - ・マスクの着用については、管楽器の演奏中は除く。また、運動部は適切な感染対策の上、状況によっては外すことも可。
 - ・教育的観点から、部内での卒業試合や校内における少人数の演奏会の場合は、適切な感染防止対策の上、実施は可。
 - ・上記の演奏会、卒業試合などを実施の場合は、当日のみ土日のどちらかの実施は可。（時短に配慮）

- 校外学習は、教育的観点から、感染防止対策を十分に講じた上で、保護者の了解のもと校長判断で実施可。
- 学校行事は極力控え、必要最小限に留める。(やむを得ず実施の際は、十分な感染対策を講じる)
- まなびくらぶ原則休止
十分な距離を確保できる場合は、単独学級、単独学年で実施可
- 原則学級単位の学びを中心とする。(学年や学校全体の学びを制限)
- 外部講師などの来校者やボランティアは必要最小限
- 家庭とインターネットツールでの連絡・学習を想定した準備

教育課程

教育課程の工夫

- 音楽…合唱・合奏など、大きな声、飛沫などが想定される活動の制限
①管楽器演奏（リコーダー・鍵盤ハーモニカなど）を休止し、打楽器などの演奏中心とする。
②合唱はマスクを必ず着用、前後左右に1m以上離れ、立っている児童と座っている児童を混在させない。
- 体育…密集、近距離、組み合うなどの運動の制限、マスクの着用
- その他の教科…大声、飲食を伴う活動の休止、感染防止対策を講じていない近距離（1m以内）やグループの活動を休止
- クラブ活動・委員会活動原則休止（必要に応じて最小限の活動）

保健・給食

- 家庭感染からの校内感染防止のため、家庭で家族が体調不良の場合、児童生徒も登校を控えることについての協力を依頼

- 消毒・検温・換気（適切な防寒着の着用許可）は現状の対応を継続
- 給食時の飛沫防止指導再確認（配膳、片付けを含め給食中は会話をしない。）
- 給食時の工夫（配膳の簡素化の工夫・手で食することを避ける工夫）

教育課程外

- 放課後子ども教室休止
- 施設開放の休止
- 学校運営協議会の工夫（延期又は書面開催など）
- P T A活動の工夫（例：朝の挨拶運動の検討、集金業務を広い場所で行うなど）
 - ・ 放課後保育クラブ継続
- 青色防犯パトロール等における公用車利用の工夫
 - ・乗車人数は原則2人まで。マスク着用。
 - ・車内換気の徹底（エアコン：外気取り入れモード,窓：2～4cm開放）

III 感染が拡大した場合の登校について（例）

- 1 学級閉鎖：同一学級内で複数名の感染が確認された場合、保健所と協議の上学級閉鎖とする。なお、保健所がクラスターと認定した場合は、学年閉鎖もしくは学校閉鎖についても検討する。
- 2 学年閉鎖：同一学年内で複数（or過半数）の学級が学級閉鎖をする状況にある場合
- 3 学校閉鎖：同一学校内で複数（or過半数）の学年が学年閉鎖をする状況にある場合。なお、同一学区内で複数の学校が学校閉鎖をする状況にある場合は、感染が確認されていない学校についても、予防的な観点から学校閉鎖を検討する。

IV 学校休業日について【R3年度予定】

1 夏季休業日

7月21日（水）～8月31日（火） ※含む土、日

※8月10日（火）～8月13日（金）を学校閉庁日とする。

2 冬季休業日

12月24日（金）～1月5日（水） ※含む土、日

▽ 教育課程等について

1 日 課

（1）小学校：1単位時間を柔軟に運用する。

・一日20分の帯タイムを設け、実質下校時刻は大きく変えない。

（2）中学校：1単位時間を柔軟に運用する。

・帯タイム、7時間授業等の設定は、各校長判断とする。

2 通知表について 【R2年度共通事項】

（1）小中学校とも、2学期に1回、年度末に1回の計2回とする。

ただし、中学3年は2学期末までに2回評定を出す。

3 水泳指導 【R3年度】

（1）実施予定（但し、必要な健康診断が実施された場合）。

4 部活動（地域の感染状況等により、（1）（2）（3）を決める。）

（1）部活動休止

（2）自主活動支援として行う場合

・放課後のみの活動とする。土、日の活動はしない。

・児童生徒の心身の健康の増進を目的とし、参加は自由参加とし、必ず指導者がついて活動する。

・児童生徒が密集する活動は行わない。

・児童生徒の活動時間は準備、片付けを含め2時間以内とする。

・複数のグループに分け、時間をずらして活動してもよい。

（3）通常部活動

- ・基本的にはマスクを着用するが、運動の量や内容、気候などの状況によっては、必要に応じてマスクを外すことも可とする。
- ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動、向かい合って発声したりする活動は、各競技・活動の中央団体が作成しているガイドライン等を参考にして、時間、人数、接触を制限して活動を行う。
- ・活動時間や休養日については『市川市学校部活動の運営方針』に従って設定する。

(4) 配慮事項【共通事項】

- ・常にフィジカルディスタンス（お互いに手を伸ばして触れない距離）を確保する。（休憩中や部活動後の下校中もマスクをはずしている際はフィジカルディスタンスを必ず確保する。）
- ・特に屋内の練習は換気をこまめに行い、換気口を2方向設ける。
- ・毎朝の検温等、健康観察を行った上で異常がないことを確認して練習に参加する。
- ・練習前後の手洗い、うがい、汗の処理等を適切に行う。こまめに休憩を入れ、顧問は健康観察を適切に行う。
- ・用具等を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行う。
- ・吹奏楽部、管弦楽部、合唱部等の活動の留意点については、音楽の授業と同じ扱いとする。また、当面の間、吹奏楽部等における管楽器の練習についても十分な換気のもと、適切な距離を取りながら、向かい合わないなど演奏する方向や活動時間にも気を付けて行う。
- ・管楽器の使用において、マウスピースやリードなど直接口に触れるものを扱う時や、楽器から出る水分を処理する時には、他人が触れないようにする。
- ・茶道部、演劇部等の文化部の活動については、状況に応じて部活動の配慮事項や各教科等における感染症予防対策等に準じて活動を行う。
- ・昼食など飲食をする際や休憩時、更衣時には、フィジカルディスタンスを十分確保し、会話はしない。

VI 学校行事について 【共通事項】

「3密」を避けながら計画を見直し、できる限りの代替案を検討するなど、学校行事の変更を図り、児童の学びと心を支える。

1 令和2年度卒業式・令和3年度入学式

- ・十分な感染防止対策を行った上、縮小して実施

参加者：原則 卒業生（新入生）・教職員・保護者（人数は学校規模による）

在校生については、感染拡大防止のため校長の判断で、学年の臨時休業の対応も可とする。

内 容：各学校により工夫し、時間短縮に努める。

※感染状況により変更あり。

2 泊を伴う行事

- ・令和3年度修学旅行及び林間学校・グリーンスクール・ホワイトスクール
十分な感染防止対策を行った上、実施予定（マスクを外した時は話をしない、向かい合っての食事をしない、離れて就寝するなど工夫をする。特に入浴時、食事中、就寝時は注意する）。ただし、感染状況・国の動向により、中止や延期等の変更あり。

3 泊を伴わない校外学習・遠足等

- ・バスなどの交通機関や見学場所等において、感染防止対策を講じた上で実施を可能とする。（学校判断）

4 体育祭、運動会

- ・「新しい生活様式」に対応した内容・方法の工夫を講じた上で実施可能とする。

5 学習発表会・音楽会・文化祭等

- ・フィジカルディスタンスを確保し、施設の状況に応じて十分な換気、マスクの着用など、飛沫拡散防止対策を行うなど、感染防止対策を講じた上で実施を可能とする。（学校判断）

※合唱や管楽器を使用しての発表については、感染防止対策を講じた上で、クラスごとに映像・音声をとり、校内放送で流す等の工夫をした場合や、上記（VI-4）の感染予防対策が十分に取れる場合は、実施を可能とする。

※学校行事の実施については、7月28日付で配付された千葉県教育委員会作成

の「8月以降の学校行事等の留意点」も参考にする。

VII 教育課程外 【共通事項】

- 1 放課後保育クラブ・ふれんどルーム・放課後子ども教室
 - ・通常運営
- 2 家庭教育学級
 - ・講座の企画は、新たな学校生活スタイルガイドラインに基づいた「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る家庭教育学級運営指針」を参考にする。(市川市教育委員会学校地域連携推進課「家庭教育学級」ホームページ参照)
 - ・開催する場合は、学校側と運営委員会とでよく相談し、感染拡大防止対策を十分に立てた上で行う。
 - ・**インターネットツール**を利用したオンラインなどの開催方法を工夫する。
- 3 施設開放
 - ・新型コロナウイルス感染拡大により部活動が休止された学校における施設開放は休止とする。
 - ・活動にあたっては「V 教育課程等について 4 部活動（3）通常部活動及び（4）配慮事項」に準じた対応とする。
 - ・団体の代表者は団体員の健康管理に努めるようにし、発熱など感染の疑いのある場合、活動を自粛させる。
 - ・団体員が感染を疑われることによりPCR検査・抗原検査を受ける場合は、速やかに学校地域連携推進課に報告し、結果が出るまで団体の活動を自粛する。またその検査結果も学校地域連携推進課に報告する。なお、検査結果が陽性だった場合は、学校にも報告する。
 - ・学校と学校施設開放委員会で協議された使用方法を遵守する。
 - ・使用した団体は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めるよう、施設（ドアノブや手すり、スイッチ回り、分電盤や蛇口等）の消毒について徹底する。
 - ・使用する学校に学校施設開放使用登録団体として登録していない団体との練習

や試合は、新型コロナウイルス感染拡大のリスクが高くなることから、禁止とする。

- ・団体においては、活動内容の見直しをする。

VIII 学校生活感染防止対策

1 校内体制の整備 【共通事項】

各学校においては、校長を責任者とし、新型コロナウイルス感染症対策にあたる対策本部を設置し、保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携し学校全体で感染防止対策に取り組む保健管理体制を整備する。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、毎日の検温に加え、給食時間や休み時間、登下校時の児童生徒の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む。また、陽性者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておく。

<対策本部の役割>

平時：感染防止対策の検討・実施、児童生徒等及び教職員の健康状況確認等

感染者等発生時：対応の総括・指示、保健所、市教委との連絡、情報発信等

※なお、設置に当たっては、学校の規模や教職員構成に応じた対策本部を組織するものとし、千葉県教育委員会の「新型コロナウイルス感染症学校における感染症対策ガイドライン（令和2年12月11日版）」等を参考にし、実働的な対策本部となるよう努める。

※児童生徒ならびに教職員がPCR検査・抗原検査で陽性と判明した場合と児童生徒と直接関わりのある教職員がPCR検査を受けた場合、受検者等の同意を得て、関係の児童生徒及びその保護者に連絡をする。

2 健康観察の徹底 【共通事項】

(1) 家庭における検温・風邪症状の確認

- ・ 【朝、自宅における発熱の目安は37.0℃】家庭における検温（安静時）で、37.0℃以上または風邪症状がある場合の児童生徒は、登校を控えるよう、依

頼する。ただし、平熱が高い場合には、平熱 + 0.5 ℃以上を発熱の目安とする。

- ・家庭における検温の結果や健康状態については、「健康観察カード」を配付し、同居する家族の健康状態も記録してもらう。
- ・「健康観察カード」は最低 1か月分を家庭に保管してもらう。
- ・児童生徒に発熱がない場合であっても、強い倦怠感、咳が出る、のどに異常を感じる、においや味の異常を感じるなどの症状が見られるときや、風邪症状が比較的重い場合、比較的軽い風邪症状が 4 日継続（未受診）している場合は、登校を控えるよう依頼する。また、症状が 4 日継続している場合は、必ず帰国者・接触者相談センターへ保護者から連絡をしてもらう。
- ・朝の検温で 37.0℃以上の場合や、風邪症状による欠席は校長判断により出席停止扱いにすることができる。
- ・同居する家族が、医師や保健所の指示で PCR 検査・抗原検査を受ける場合(入院時に病棟に移るための検査、業務の関係で定期的に受ける検査等は除く)、または新型コロナウイルス感染を疑うような発熱、強い倦怠感、咳が続く、のどに異常を感じる、においや味覚の異常を感じるなどの症状が見られる場合は、感染予防のため児童生徒の登校を控えるよう依頼する。
- ・児童生徒及び同居する家族が厚生労働省接触アプリ「COCOA」から、陽性者との接触連絡を受けた場合は、アプリの指示に従い、必要に応じて PCR 検査・抗原検査を受検するよう勧める。

(2) 学校における登校時の健康状態の確認

- ・毎朝、昇降口等（各校が定めた場所・各校が定めた方法で実施する）で健康観察カードから児童生徒等に発熱や風邪症状等がないことを教職員が確認する。
- ・朝、体温を測り忘れた、または健康観察カードを忘れた児童生徒は、別室または学校が定めた場所で検温及び健康観察を行う。体温を測り忘れた児童生徒が多数いる場合は、複数の教職員で連携して対応する。

※非接触式電子温度計を用いた屋外での体温測定は、外気温度の影響を受けやすく、正しい測定結果が得られないことがある。測定値と平熱が著しく異なる場合には、室内に移動させ、額部の温度が安定するまで待ってから測定するか、腋

下式体温計を用いて測定しなおす。

- ・学校は、欠席者及び遅刻している児童生徒を把握し、その理由を確認する。
- ・スクールバスにおいても3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないようにする。また、可能な範囲において1つ1つの条件が発生しないように配慮する。

（3）【学校生活①】

- ・教室に入る前に（廊下に手洗い場がない場合には、教室に入ったらすぐ）、手洗いを確実に行う。そのほか「休み時間の後」「トイレの後」「給食の前」「掃除後」「運動後」など、こまめな手洗いをさせる。
- ・天候により常時、可能であれば対角線上の2か所以上の窓を開けておく。加えて、休み時間には、出入り口のドアも開放するなど換気を徹底する。なお換気の際は、衣服等による体温調節にも配慮する。
- ・エアコンは室内の空気と外気の入れ替えを行っているわけではないため、エアコン使用時においても換気を行う。
- ・教室内では、できるだけ距離をとれるように座席を離し、大声を出すことは控えるようにする。
- ・原則、授業は黒板の方向を向く形で行うが、グループ学習などの活動を行う場合には、マスクの着用を徹底し、話す向きに気を付け、人数を減らすなどの工夫をして行う。
- ・こまめに水分補給をさせる。授業中にも水分補給を行うことを認める（マスク着用時はのどの渴きに気づきにくい上に、のどにウイルスが付着した状態を短くするため）。

（4）【学校生活②】

- ・休み時間、密集する遊びや近距離で組み合ったり、接触したりする遊びは避けるよう指導する。
- ・活動中の体調不良者については、可能ならば別室で対応する。やむを得ず、保健室で対応する場合は、できる限りの感染予防対策をしたうえで、体調不良者が他の児童生徒との接触を避ける工夫をする。

- ・発達段階に応じた感染症予防教育を行う。

(5) 学校で（登校時を含む）児童生徒等の発熱や風邪症状等を確認した場合

「別室（体調不良者待機室）」の設置

文科省のQ&Aでは、発熱の児童生徒等について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまるケースは、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をしてくださいとしています。県のガイドラインでも別室で待機させる等、配慮するとしています。別室というのは、教室以外の別室ということになりますので、各学校の実情に合わせご対応ください。

- ・【校内における発熱の目安は37.5℃】児童生徒等が体調不良（発熱37.5℃以上他新型コロナウイルス感染症を疑う症状）を訴えた場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させることを原則とする。帰宅するまでの間、学校にとどまる場合は、別室で待機させる。
- ・「別室」はできるだけ職員室や保健室の近くに用意し、児童生徒等に伝える。
- ・「別室」で児童生徒に対応する教職員は、原則養護教諭以外の教職員をあてる。できるだけ決まった教職員をあてることが望ましい。
- ・「別室」で児童生徒に対応する教職員はマスクをし、児童生徒と対面にならないような形で見守る。アイソレーションガウン、フェイスシールド等、その他の防護具は、必要に応じて使用する。
- ・「別室」においても、可能な限り、常時、2方向の窓（やドア）を同時に開けて換気を行う。
- ・「別室」において待機する児童生徒等が使用する座席は、可能な限り距離を確保する。（おおむね1～2m）
- ・児童生徒の下校後、使用した物品等の消毒を行う。
- ・陽性者本人への行動履歴等のヒアリングは保健所が行うが、陽性者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校においても協力する。
- ・感染への不安等、家庭の事情で登校しない場合は、出席停止とする。
- ・陽性者、濃厚接触者、医療従事者等に対しての偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた適切な指導を行う。

(6) 教職員について

【出勤前・出勤時】

- ・毎朝、検温を行い、安静時でも 37.0℃以上の場合は出勤しない。ただし、平熱が高い場合には、平熱 + 0.5℃以上を発熱の目安とする。
- ・発熱がない場合であっても、強い倦怠感、咳が出る、のどに異常を感じる、においや味の異常を感じるなどの症状が見られる等、体調不良の時は出勤しない。
- ・発熱がない場合でも、風邪症状が比較的重い場合、比較的軽い風邪症状が 4 日継続（未受診）している場合、同居家族に新型コロナウイルス感染を疑う症状のある場合は出勤しない。
- ・検温の結果や健康状態については、「健康観察カード」に記録をする。

【感染の疑いがある場合について】

《検査・診察の目安》

- ★速やかに、かかりつけ医に相談する。症状が 4 日続く場合は、厚労省ホームページ「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参照し、帰国者・接触者相談センターに相談する。
- ★いつもと違う症状があった場合は必ず管理職に報告し、管理職は市川市教育委員会保健体育課に報告する。令和 2 年 5 月 1 日付け市川第 20200430-0132 号「新型コロナウイルス感染症に関する教職員及び家族等の健康管理について（依頼）」にある「様式 1」「様式 2」の提出は不要とする。

【その他への対応について】

- ・出勤時、校内ではマスクを着用する。（以下 4（3）マスクについてに準じる）
- ・濃厚接触の恐れがある場所（密閉・密集・密接）へはできるだけ行かない。
- ・厚生労働省接触アプリ「COCOA」から、陽性者との接触連絡を受けた場合は、アプリの指示に従い、PCR 検査・抗原検査を受検した場合は、陰性が確認され、出勤が許可されるまでは、出勤を控える。

3 保健室における対応…学校の実情に合わせて対応

（1）感染症予防に対応した保健室環境作り

- ・保健室を利用する児童生徒には、原則教職員が付き添う。
- ・体調不良者と負傷者の利用空間を分ける工夫をする。

- ・可能な限り、常時、2方向の窓を同時に開けて換気を行う。出入り口のドアも空けておく。
- ・密集しないよう、一度に多くの人数を入れないようにする。(掲示物、足型の利用など)

(2) 児童生徒等への対応

- ・体調不良者、負傷者等、その来室の理由にかかわらず、来室児童生徒等に対応する場合は、養護教諭は感染防止に努めた身支度をし、できるだけ対面とならないようにして感染防止に努める。

(3) 共用する備品等の消毒

- ・体温計、パルスオキシメーターの指挿入部内等、共用する備品等は、使用毎に消毒液で清拭する。
- ・体調不良者が休養した場所は消毒等を行う。ベッドを使用した場合には、できる範囲でシーツ等の消毒をし、布団は干す。

リネン類の取り扱いについては、いろいろな方法が紹介されています。厚労省の「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」には、「体液で汚れていないリネンを取り扱う際は、手袋とサーナカルマスクを付け、一般的な家庭用洗剤等で洗濯し、完全に乾かすとの対応で差し支えない。体液で汚れたリネンを取り扱う際は、手袋、長袖ガウン、サーナカルマスクをつけ、消毒（80℃以上の熱湯に10分間つける又は0.1%（1000ppm）次亜塩素酸）を行う。」とあります。

- ・1日1回以上、来室児童生徒が触れた場所を、消毒液で適切に消毒する。
 - * 「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましよう」(厚生労働省 経済産業省)
 - * 「新型コロナウイルス対策 ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」(経済産業省)

4 その他 【共通事項】

(1) 手洗いについて

- ・流水と石けん・ハンドソープでの手洗いを基本とし、手指消毒用アルコールを補助的に用いる。また、石けん・ハンドソープやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があつたりするような場合は、流水でしっかり洗うなどの配慮をする。

- ・手洗いには液体石けんの使用が望ましいが、購入が難しい場合は固形石けんを使用して差し支えない。

(2) うがい、歯みがきについて

- ・うがい、歯みがきを行う際には、十分な換気を行う。
- ・歯みがきを実施する場合は手洗い場において児童生徒等の距離をとる、うがいを吐き出すときに姿勢を低くする、吐き出したものは大量の水で流すなどの工夫をする。
- ・歯ブラシの保管について、個別の歯ブラシケースに入れ毎日持ち帰るなどの配慮をする。

(3) マスクについて

- ・基本的には、常時不織布マスクを着用することが望ましい。
- ・児童生徒がマスクを忘れた場合には、マスクの貸出を行う。
- ・周囲と十分なフィジカルディスタンスを保つことができる場合や、熱中症等健康被害が発生する可能性が高いと判断する場合は、予防対策に配慮し、マスクをはずさせる。
- ・登下校中について基本的にマスクは着用する。マスクをはずす際には必ず他の児童生徒等や一般の人と十分な身体的距離を保つ。
- ・一人でいるときやフィジカルディスタンスが図れるとき、本人が息苦しいと感じた時などには、マスクをはずしたり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、本人の判断でも適切に対応できるよう指導する。
- ・「マスクをつけることができません」バッジをつける際は、常に周りの友だちと1m以上距離が取れる場所に移動する。移動が難しい場合は、会話や発言をしないように気を付ける。
- ・児童生徒には、マスクを置く際の清潔なビニールや布等を持参させ、マスクをはずす際にその上に置くよう指導する。マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄させる。
- ・マスク着用や外出自粛による運動不足により、熱中症のリスクが例年以上に高ま

っているため、こまめな水分補給、空調の適切な利用等を促し、適切なマスクの着脱が可能であることを伝える。

(4) 制服について

- ・中学校の制服の着用については、コロナ禍において毎日同じ服を着用することに不安を持つ生徒や保護者にも配慮し、制服やコート類の柔軟な取り扱いについて実態に合った方法を検討する。

(5) 湿度の管理について

- ・湿度の低下による感染リスクを減らすために、以下の取組を参考に各教室等の湿度を常に40～60%に保つようにする。

- 【参考取組】
- ・濡れタオル等を教室内に干す。・霧吹きを使用する。
 - ・水を入れたバケツ等を教室に置く。・加湿器を使用する。
 - ・教室内に水槽や植物を置く。

(6) 清掃について

- ・清掃は換気の良い状況でマスクをした上で行うようとする。特に、児童生徒の雑巾掛けについては、マスクをしているか教職員が必ず確認する。トイレの清掃は、通常の清掃活動の範囲で清掃する。清掃終了後は必ず流水と石けん・ハンドソープでの手洗いを行う。
- ・1日1回以上、大勢がよく手を触れる箇所（蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチ等）を、アルコール消毒液で適切に消毒する。
- ・校内の消毒すべき場所についてリストアップし実施する。
- ・消毒用アルコールが不足している場合は、厚生労働省及び経済産業省のリーフレットを参考に、消毒液を作る。（ピューラックス、バイゲンラックス、ハイター、ブリーチ、界面活性剤を含む家庭用洗剤等を使用）
- ・消毒後、必要に応じて水拭きを行う。（消毒液は噴霧しないこと。）
- ・ペーパータオルが不足している場合は、消毒液を浸した布等で清拭した後、布等をゆすいで、拭いたところを水拭きする方法もある。
- ・アルコールを使用した消毒にあたっては、アルコールに弱い人、アレルギー症状やかぶれを起こしやすい人もいるので配慮する。また、次亜塩素酸ナトリウム消

毒液を使用した消毒にあたっては、体調がすぐれない人、心臓病・呼吸器疾患等の人は行わないこととする。また、消毒液は換気の良い場所で使用する。

(7) ごみ箱の使用について

- できるだけ、ごみ箱はふたつきのものにビニール袋をかけて使用し、捨てる時はビニール袋の口をしっかり縛って廃棄する。
- ごみ箱に触れた後は、流水と石けん・ハンドソープでの手洗いを行う。

(8) 消毒用アルコールの保管について

- 消毒用アルコールを一か所に 80 ℥以上保管する場合は、消防法または火災予防条例により、消防署と相談の上、届出を行う。

IX ほっと給食について…学校の実情に合わせて対応

* 「ほっと給食」とは：新型コロナウイルス感染防止対応給食の通称

1 目的

感染予防対策のため、教室で短時間・少人数で配膳ができるよう配慮し、感染症予防対策をできる限り行ったうえで、児童・生徒に食事を提供する。

2 方法及び内容（学校全体で共通理解のもと取組む）

(1) 給食時間の感染予防対策をする。

- 短時間・少人数で配膳する。
- 担任は配膳前に給食当番の体調をチェックし、マスクを必ず着用させる。
- 配膳台を拭く。（消毒もできれば好ましい）
- 食事前の手洗いの徹底を図る。（消毒もできれば好ましい）
- 教室内の換気をする。
- 当面は食事中に会話をさせない。
- 向かい合わせにならず、前向きで食べさせる。
- 給食当番は必要最小限にする。

(2) 献立の内容について

- 献立のメニュー数を普段より少なくする。

- ・手づかみ（『素手で直接食品を触る』例として果物・パン等）で食べることを避ける（献立に入れない。袋に入る。フォークで食べる。）。
- ・献立の中の副菜の和え物・サラダ等は衛生管理・温度管理に配慮できるなら提供を可とする。
- ・食器の数は献立に応じて提供する。

3 栄養教諭・学校栄養職員が取り組むこと

- （1）配膳や喫食時間の短縮ができるような献立を作成する。
 - ・各校の状況に合わせた献立作成への配慮をする。
- （2）給食費の適正な執行を心がける。
 - ・ほっと給食は「配膳を簡単にする」という趣旨で行うもので、「安価な献立にする」という意味ではない。
- （3）調理員と児童生徒の接触は必要最低限にする。

4 その他

- ・非常事態での緊急的な対応であることを理解し、児童・生徒への指導を行う。
- ・ほっと給食の実施を今後も継続することを視野に入れ、通常の給食の実施については、今後の状況を見極め判断していく。

【(ほっと給食) 給食時の対応について】

児童生徒が配膳時の密集を避けるための注意点

	担任	給食当番	当番以外の児童生徒
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳前に給食当番の体調チェックをする。 ・給食当番の身支度、手洗い・マスクを必ず着用し、手洗い等確認する。 （消毒もできれば望ましい） ・配膳の役割・人数や位 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調チェックを担任に伝え、身支度・マスクを必ず着用する。 ・手洗いを徹底する ・ワゴンを静かに運ぶ。 ・配膳を行う。 ・配膳台と長机・ワゴン等を活用し配膳者の間隔を最低 1 mは確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・換気の確認。 ・机前向きの確認。 ・手洗いを徹底する。 ・マスクを着用したまま静かに待つ。 ・班や列ごとに給食を取りに行く、又は数人で配る。（密集をさける）

	置の確認をする。 できるだけ少人数になるよう配慮する。 子供たちが密になつていなか等気を配り、声をかける。		・間隔を最低1mあけて並ぶ。 (できれば床に印があるといい) ・後ろのドアから出て、廊下に並び、前のドアから教室に入るなど一方通行になるようにする。
食事中	・マスクをはずし、会話を慎む。 ・給食を減らす、おかわりをするなどは各学校の状況に応じて判断する。(器具は共用しない。)		
片付け	・マスクを着用する。 ・一方通行になるよう列ごと、班ごとに声をかけ一方通行になるよう片付けるとよい。 ・使用したストローや箸等を片づける時に他の人のものに触れたら必ず手洗いをする。		

X 各教科等における感染防止対策等…学校の実情に合わせて対応

1 小学校・中学校・義務教育学校（前後期）・特別支援学校

【共 通】

- ・休校中、ＩＣＴ環境が整っていない家庭で、動画や学習コンテンツなどの学習が十分できなかった児童生徒に対しては、個別に対応をする。
- ・ＩＣＴを積極的に活用した授業に取り組む。
- ・できるだけ、個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。
- ・器具や用具を共有する場合は、触る前後で手洗いを徹底する。

【国語科】

- ・当面の間、音読をする際は、マスクの着用を徹底し、声の大きさ、向き等に気を付けて行う。

【社会科】

- ・実物教材等を見せる際は、実物投影機などで示す等工夫する。
- ・当面の間、地域の方との触れ合いを通じた学びの際は、直接の接触を避けるなど感染防止対策を十分に行う。

【算数科・数学科】

- ・丸付けを行う際は、児童生徒が教師の前に列を作るのでなく、教師が教室を回り自席で行う。
- ・比較検討する際、教師が児童生徒のノートを実物投影機などで示す等工夫する。

【理 科】

- ・実験・観察を行う場合は、声の大きさ、向きに配慮するなど、感染防止対策

を十分に行う。

- ・実験・観察等を示す際は、実物投影機などで撮影して手元を見させる等の工夫もする。

【生活科】

- ・グループで学習する場合は、十分な換気のもと、適切な距離を取りながら、話す向きに気を付けるなど、感染防止対策を徹底する。
- ・地域・公園での学習等を行う場合は、3密を避け、手洗いを徹底するなど、感染防止対策を十分に行う。
- ・比較検討のため、ビデオ撮影を行って提示したり、教師や児童が家庭で収集してきたものを活用したりして学習を進める。
- ・保幼小間や地域の方々と関わる活動を行う場合は、感染防止対策を十分に行うとともに、ICT機器や電話、手紙を活用するなど工夫をする。

【音楽科】

- ・リコーダーや鍵盤ハーモニカの活動を行う場合は、十分な換気のもと、適切な距離（**2m、最低1m**）を取りながら、向かい合わないなど方向に気を付ける。また、活動の際には、息の使い方などの奏法や、清潔なタオルで拭くなど楽器からなる水分の処理などにも十分注意をする。
- ・歌唱の活動を行う場合は、マスクを着用し、十分な換気のもと、適切な距離（**2m、最低1m**）を取りながら、向かい合わないなど歌う方向に気を付けて発声する。また、**立っている児童生徒と、座っている児童生徒を混在させない。**
- ・リズム遊びなどで、身体が接触する活動は避ける。
- ・視聴覚機器を活用して鑑賞の学習に取り組む。
- ・歌唱教材においても、聴覚機器を活用して曲を聞いて覚えたり、どのように演奏したいかを考えたりする活動を取り入れるなど工夫する。
- ・リコーダーや鍵盤ハーモニカの活動については、曲を聴いたり、運指や譜読みをしたりするなど、音を出さない活動も取り入れるなど工夫する。

【図画工作科・美術科】

- ・当面の間、児童生徒同士が近距離で行う共同制作作業や鑑賞は避ける。

【体育科・保健体育科】

- ・**基本的にはマスクを着用するが、運動の量や内容気候などの状況によっては、必要に応じてマスクを外すことも可とする。**
- ・運動前後の手洗いうがいの指導の徹底を図る。
- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。
- ・可能な限り、屋外で授業を行う。また、体育館等屋内で行う場合は、2方向の窓を開けるなど、十分に換気を行う。
- ・集合や整列をする場面では、児童生徒同士が、対面にならないようにし、互いの間隔を1～2m保つ。

【家庭科・技術家庭科】

- ・ネットリテラシー教育を系統立てて行う。
- ・家庭での健康的な生活についての理解と実践力を高める。
- ・作品の制作は内容を精選し、作業手順を簡潔にまとめた資料を児童生徒に配付する等、個人で集中して取り組むことができるよう工夫する。
- ・調理実習を実施する場合は、身支度や手洗いの徹底をし、一つの班の人数を少なくして、配置を工夫するなど、感染症防止対策を行う。また、家庭科室、調理器具及び食器等の衛生管理を徹底する。
- ・調理したものを食べる際には、調理した料理は調理した班のみでその場で食すこととし、飛沫飛散防止のため、対面を避け、会話は控えるなどの対応をとる。

【外国語活動・外国語科】

- ・授業で発声するときは、マスクの着用をした上で、なるべく大声にならないような工夫をしながら行う。
- ・ペアやグループでの学習は、直接的な接触を伴わないよう、事前指導を十分に行うなど配慮する。

【特別の教科 道徳】

- ・ルールやマナーなど社会において大切にされてきた道徳的価値や、困難な問題に主体的に対処できる実効性ある力を持つために、教科書を主教材としつつも、コロナ対応における具体的行動などについての話し合い等を加え、自分ならどうするか、自分に何ができるか等、考える学習を進める。多面的に考え、判断する力を育てる。

【総合的な学習の時間】

- ・人との関わりをもつ活動を行う場合は、直接的な接触を避けるなど、感染防止対策を十分に行ったうえで実施する。
- ・情報の収集、分析、まとめなども、手紙、ネット、書籍、電話等を中心に行う。直接触れ合わなくても、多くの人が共有できるものの活用を進める。

【特別活動】

- ・ネットリテラシー教育を系統立てて行う。
- ・学級活動では、人間関係形成、社会参画、自己実現の視点を踏まえ、現在の制約された中での学校や学級の課題をしっかりとらえ、よりよく解決するための話し合いや合意形成、役割分担を行い、豊かな生活を目指す。
- ・児童会活動における異年齢集団や、生徒会活動におけるボランティア活動などは、直接的な接触を避けるなど、感染防止対策を十分に行ったうえで実施する。
- ・非常時に備える訓練は、常に必要な事項であるため、コロナ対応の感染拡大注意時期であっても、留意すべき事項を明確にして、非常にどのように対応すべきか共通理解を図り、必要な実践を行う。地域や保護者にも必要に応じて周知する。

【学校図書館】

- ・図書館利用前後は手洗いをする。
- ・可能な限り常時、気候上困難な場合はこまめに、2方向の窓を開けて換気を行う。
- ・密集を生じさせない配慮をする。(利用時間を分散させる、座席間隔を最大限にとる等)
- ・多くの児童生徒が手を触れる場所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)は、消毒液を使用して拭く。

【特別支援教育】

- ・教室内の環境における視覚的な支援の整備を行う。
例:手洗いの順番待ち場所(立ち位置)や、椅子等の置き位置に、間隔をあけてテープなどで印をつける。
例:マスクをしている絵や写真を使って、子どもたちに予防を啓発する。

2 幼稚園

- ・登降園にあたって、園門や玄関等での密集が起こらないように時間帯を分散させるなどの工夫をする。
- ・手洗い・身支度等、多数が集まることが予想される場面では、順番、時間差をつけて密集を避ける。
- ・手洗いの励行や、食事の際はできるだけ会話をしない、手で顔を触れない、教材や遊具を口に入れないなど、発達段階に応じた指導を行う。
- ・一斉活動や食事等、着席して活動する時は、十分な間隔をとる。できる限り、対面の着席を避ける、他児との身体的接触をさせないようにするなど、感染予防のための指導形態の工夫や環境作りを行う。
- ・フィジカルディスタンスをわかりやすくし、密にならないよう自分の立ち位置を示すなど工夫し、しるしや椅子の配置などを決め環境を整える。
- ・年長児は、自分で判断して、友だちとの距離を考えられるよう指導していく。
- ・歌、体操、製作などは、小学校の音楽科、体育科、図画工作科に準じる。
- ・緊急事態宣言中の園庭開放、未就園児開放などの子育て支援事業は実施しない。